

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

安全スタッフ

特集Ⅰ

キーワードは「**動・重・高・変**」

4つの重大リスクに率先対処

寿建設

特集Ⅱ

建設現場のメンタルヘルス対策 —前編—

「**健康KY**」で不調を把握

田村 和佳子

続・造船現場サイゼンセン

修繕船工事の爆発・火災防ぐ

東北ドック鉄工

WEB版はカラーでご覧になれます!!

WEB登録（無料）のお問い合わせは



0120-972-825

メルマガも配信中です!

No.2265

2016

9 / 1

■ 災害のあらまし ■

舗装工事会社に勤務していた労働者Aが、道路アスファルト工事という暑熱な場所における業務に従事中、熱中症を発症し、致命的不整脈（意識消失から突然死に至る危険性の高い不整脈）を発症し、救急搬送された病院でその日のうちに死亡した。

遺族が、労災保険法による遺族補償給付および葬祭料の請求をした。

■ 判断 ■

労災保険法に基づく遺族補償給付および葬祭料の給付は、「労働者が業務上死亡した場合」に行われるところ、業務上の疾病により死亡したというためには、当該疾病が労基法施行規則35条、別表第1の2各号所定の疾病に該当することを要し、当該疾病につき業務起因性が認められなければならない。同別表第2号8では、「暑熱な場所における業務による熱中症」を業務上の疾病としている。労働者が暑熱な場所での業務に従事中、熱中症を発症して死亡したと認められる場合には、特段の反証がない限り、当該疾病は業務に起因するものと認めるのが相当とされていることから、業務上災害として認定された。

■ 解説 ■

Aは事故当日、ダンプカーに積載されてきたアスファルトを道路上に敷き、それをスコップ、ローラーなどでならしたり、機械で叩いたりするアスファルト工事に従事していた。その日は7月中旬、天候は雨一時曇り、最高気温28.8度、平均湿度83%であった。作業は安全のため、長袖、長ズボン、安全靴、軍手、ヘルメットを着用して行う。アスファルトの温度は約140度と

既往歴ある作業員が暑熱環境下で心筋梗塞に

社労士が教える

労災認定の境界線

<執筆>

一般社団法人SRアップ21 東京会
社会保険労務士 永井事務所
所長 永井 康幸

第226回

なるため、作業中は多量の発汗を伴い、着ているシャツは汗で絞れるほどの状態になる。作業中の水分補給は、会社の費用で午前10時と午後3時にジュースなどを購入するほかは、自身で持参した麦茶などで補う状況であった。

同日午後4時すぎころ、Aは「具合が悪い」と述べ、現場近くの家屋玄関先前で5分ほど横になって休息した。この際、頭部をタオルで冷やした。その後、Aは再び作業を開始したが、身体がふらついたため、再び休息した。さらに、作業を再開しようとして立ち上がったが横転して、口から泡を吹き出し、けいれんを起こした。このため、その場で寝かされた。しばらくするといびきをかき始めたため、現場付近の公園に運ばれて仰向けに寝かせられた。その後、うなり声をあげ始めたため、午後5時に救急車が要請された。救急車到着時点ですでに心肺停止状態であったため心臓マッサージを受けながら搬送されたが、午後7時には死亡が確認された。

Aの解剖所見は次のとおりであった。

直接の死因は陳旧性（ちんきゅうせい）心筋梗塞とされた。陳旧性心筋梗塞とは、発症から30日以上が経過した心筋梗塞のことである。この場合、壊死した心筋は線維化し、症状も安定しているとされる。ただし、残った心筋への負荷が高まるため、心肥大をきたしやすい。Aはもともと本件事故日から30日以上前に心筋梗塞を発症しており、壊死を起こしている心筋領域と正常な心筋領域が混在している時に生じるリエントリー（短い周期で心臓が収縮してしまう）と呼ばれる現象により致死的不整脈を発症し、死亡した可能性が示された。

この解剖所見を前提にすれば、本件疾病は、Aがもともと有していた心筋梗塞の基



礎疾患が自然的経過により増悪した結果発症したものであり、Aの死亡と業務との間に相当因果関係はないことになる。しかし、Aは、事故発生前2年間において、医療機関で治療を受けたこともなく、本件事故発生日までの約8カ月間で病気により欠勤したことはなかった。健康診断でも、軽度の肥満、総コレステロール値が高いなどの他は異常な点はみられず、心電図も正常範囲であり、心筋梗塞を疑う所見はなかった。

熱中症は、高温多湿の環境下において体温、体液恒常性維持に障害を生じる熱性障害を総称したものであり、日射病・熱けいれん、熱射病などに分類される。高温多湿の環境下において運動、労働を行っているときに発症し、けいれん、意識障害を併発することがある。最重症である熱射病では、意識障害などの症状がみられる。Aの置かれた当日の状況は高温多湿下による労働であり、Aの症状や経過も熱中症特有の特徴に極めて符合していた。

以上により、仮に陳旧性心筋梗塞の既往症があったとしても、直ちに致死的不整脈を発症する健康状態にあったとは考えにくいとされ、Aの遺族の請求は認められた。

◇SRアップ21：www.srup21.or.jp